政令

皇統譜令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十号

皇統譜令の一部を改正する政令

内閣は、皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び同法附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

皇統譜令（昭和二十二年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「皇室典範」の下に「（昭和二十二年法律第三号）」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第五条中「から第十四条まで」を削り、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　皇室典範等の一部を改正する法律附則第二条に規定する施行時内親王等に係るこの政令による改正後の第五条の規定の適用については、同条中「第十一条」とあるのは、「第十一条又は皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）附則第二条」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十一号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第二十二条第一項第七号、第三十九条第二項及び第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

（婚姻内親王等に関する特例）

第三十三条　法第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次項及び第三項において「婚姻内親王等」という。）に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七条第一号	氏名	名の振り仮名（名に用いられる文字の読み方を示す文字をいう。）
法第七条第一号の二	氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）	

法第七条第四号	世帯主の氏名			世帯主の氏名（世帯主が次号に規定する内親王等住民である場合にあつては、世帯主の名。第二十二条第一項第五号及び第二十三条第五号において同じ。）
法第七条第五号	戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨			第三十九条第一項に規定する内親王及び女王であつて、市町村の区域内に住所を有するもの（次号及び第二十二条第二項において「内親王等住民」という。）である旨
法第七条第六号	住民となつた年月日			内親王等住民となつた年月日
法第九条第二項	戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした			皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項又は第十条第一項の規定による届書を受理した
法第二十二条第一項第一号	氏名			名
法第二十二条第二項	する者（同項第七号の者を除く。）			する者
	もの			もの（同項第七号の者である内親王等住民にあつては、内親王等住民の身分に関する事項を証する文書）
法第二十三条第一号、第二十四条及び第二十五条	氏名			名
第十二条第二項第一号	戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をした	法第九条第二項	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第九条第二項の規定若しくは第三十三条第三項	皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による届書を受理した
第二十二条	出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示	同条第二項の文書	次条第一項に規定する転出証明書	第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する法第七条第一号の二に規定する名の振り仮名、出生の年月日及び同条第五号に規定する内親王等住民である旨